

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日のときは、その翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

◇告 示 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)  
災害危険区域の指定(建築課)

## 告 示

鳥取県告示第六百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成五年七月三十日

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市上砂見字寺内五二 一号及び二号

字大門土居一二五 三号

字寺内八八 四号

八九 五号

九四 六号

一〇一三 七号

字大門河原九 八号

三一 九号

七十八 十号

字大門土居一一九 十一号

一二二 十二号

一三三 十三号

一三六 十四号

### 2-1 名称

下砂見第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域（鳥取市下砂見字限平九一八、九二五及び九二六の区域を除く。）

土 地 標 柱

- 鳥取市下砂見字限ノ内上二五三一 一号
- 字限平ラ九二九 二号
- 九二七一 三号
- 九一八 四号
- 字森田平一一九一三 五号
- 一一七 六号
- 字森田上二二八一 七号
- 字限ノ内下一九五一一 八号
- 二二三 九号
- 二〇五一一 十号
- 字限ノ内上二四九一一 十一号
- 二四九一三 合併

三 1 名称

落岩地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和六十年九月鳥取県告示第八百八十九号で指定した

区域並びに八頭郡家町大字落岩字林ノ谷六四六及び六五一の区域を除く。）

土 地 標 柱

- 八頭郡家町大字落岩字東土井一八〇 一号
- 字林ノ谷六五三 二号及び三号
- 六四八 四号
- 六四五 五号
- 字川原一四七 六号
- 一六五一一 七号
- 一六四一一 八号
- 一七五 九号
- 字東土井一七九 十号及び十一号

四 1 名称

落岩第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 八頭郡家町大字落岩字サンテン五〇三一 地先道路敷 一号
- 字松ノ木七六七 二号
- 七五九 三号
- 七五四一一 四号
- 字西土井四六二 五号

五 1 名称 字サンテン四九七 六号

上渡一木地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

れた区域

土 地 標 柱

八頭郡家町大字余戸字谷五〇 一号

四五一 二号及び三号

四八一 四号

字大谷七五 五号

七二 六号

六六 七号

六 1 名称

余戸第三地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を直線で結んだ線により

囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡佐治村大字余戸字谷五五〇 一号

大字余戸字谷五五一 三 二号

大字余戸字大田六八一 一 三号

六七七 四号

大字余戸字大田六五五 一 二 五号

大字余戸字松尾一〇四五 一 一 六号

四七九 七号

字中田四八九 一 一 八号

四九三 一 六地先道路敷 九号

四八六 十号

五〇五 一 二 十一号

五二八 十二号

字大田六五三 一 一 十三号

字谷五四 一 十四号

字溝口六四七 十五号

七 1 名称

下町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

れた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字智頭字寺前通り九七一 一 一号

字チゴラ山二二五 九 二二六 四 二二七 四 合併 二号

字上ノ山平二二七 五 三号から五号まで

九一	名称	八頭郡智頭町大字市瀬字鳥ノ巢門口六四四―二	標柱	一号
"	"	字無曾ノ谷二七二七	二号	
"	"	字家ノ上六二三	三号	
"	"	六一五	四号	
"	"	字無曾ノ谷二七〇九	五号	
"	"	二六九八	六号及び七号	
"	"	字梅途二六九三	八号	
"	"	字鳥巢家前五九八	九号	
"	"	五六九一―	十号	
"	"	五七五一―	十一号	
"	"	字鳥ノ巢門口六三七	十二号	
"	"	六三九	十三号	

八頭郡智頭町大字市瀬字鳥ノ巢門口六四四―二

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

鳥巢地区急傾斜地崩壊危険区域

八一 名称

字上ノ山一八五 六号

一九九 七号

字寺前通り一〇〇―三 地先道路敷 八号

一〇〇―一 九号

二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により

十一	名称	八頭郡智頭町大字大呂字山根四二七	標柱	一号
"	"	字西山九二四―一	二号	
"	"	字上山根四四八―一	四号	
"	"	四四二―二	五号	
"	"	字山根四三五	六号	
"	"	四三二	七号	

大呂地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域(八頭郡智頭町大字大呂字西山九二〇―二、九二一及び九二二の区域を除く。)

土 地

横手地区急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

東伯郡三朝町大字横手字家廻り二八〇―二 一号

字粟谷東平一二四―一 二号

一二五―一 三号

十一 名称  
 瀬戸第二地区急傾斜地崩壊危険区域  
 字粟谷一七九一四 四号  
 字養老二〇八一二 六号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡大栄町大字瀬戸字白田五七一― 一号  
 字寺谷六〇七 二号  
 六一〇 三号  
 字宮ノ前四三九― 四号及び五号  
 四四三 六号  
 四三九―二 七号  
 四〇九 八号  
 四四九 九号  
 四四六―二 十号  
 字白田五六七 十一号  
 五七〇―一 十二号及び十三号

十二 名称  
 上安曇第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市上安曇字宮ノ下南平一四三― 一号  
 一四五 二号  
 一三六 三号  
 一四八 四号  
 一三〇―一 五号  
 字澤田平一二八― 六号  
 字澤田七〇―一地先道路敷 七号  
 字宮ノ下南平一三三 八号  
 一三五 九号  
 一三五―二 十号  
 字竹ノ下三四〇―三 十一号  
 字宮ノ下南平一四二 十二号  
 一四六 十三号

十三 名称

洲河崎地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡江府町大字洲河崎字上河原新田八三一―一 一号

” ” 字家ノ上八三九 二号及び三号

” ” 八四一 四号

” ” 八四七 五号

” ” 字新田内通り六七七一―一 六号

” ” 字新田内通六七二一―一 七号

” ” 六六六一―一 八号

十四一 名称

2 区域 下黒坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡日野町下黒坂字要害下夕屋敷廻り六九三―一 一号

” ” 六九二 二号

” ” 字市場門田五〇六 三号

” ” 字金屋原六五四―二 四号

” ” 字内矢倉宗右衛門屋敷田六八二―五 五号

” ” 字要害下夕屋敷廻り六八四―一 六号

” ” 六九五 七号

鳥取県告示第六百四十八号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

2 区域 上砂見第二地区災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市上砂見字寺内五二 一号及び二号

” ” 字大門土居一二五 三号

” ” 字寺内八八 四号

” ” 八九 五号

” ” 九四 六号

” ” 一〇一―三 七号

” ” 字大門河原九 八号

” ” 三一―一 九号

〃	七七八	十号
〃	字大門土居一九	十一号
〃	一二二	十二号
〃	一三三一一	十三号
〃	一三六	十四号

二 名称

下砂見第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域（鳥取市下砂見字隈平九一八、九二五及び九二六の区域を除く。）

土 地 標 柱

〃	鳥取市下砂見字隈ノ内上二五三一	一号
〃	字隈平ラ九二九	二号
〃	九二七一	三号
〃	九一八	四号
〃	字森田平一一九一三	五号
〃	一一七	六号
〃	字森田上二二八一	七号
〃	字隈ノ内下一九五一一	八号
〃	二一三	九号
〃	二〇五一	十号

〃	字隈ノ内上二四九一一	合併 十一号
〃	二四九一三	

三 名称

落岩地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和六十年九月鳥取県告示第八百八十九号で指定した区域並びに八頭郡家町大字落岩字林ノ谷六四六及び六五一の区域を除く。）

土 地 標 柱

〃	八頭郡家町大字落岩字東土井一八〇	一号
〃	字林ノ谷六五三	二号及び三号
〃	六四八	四号
〃	六四五	五号
〃	字川原一四七	六号
〃	一六五一一	七号
〃	一六四一一	八号
〃	一七五	九号
〃	字東土井一七九	十号及び十一号

四 名称

落岩第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に

直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡家町大字落岩字サンテン五〇三一―一地先道路敷 一号

字松ノ木七六七 二号

七五九 三号

七五四―一 四号

字西土井四六二 五号

字サンテン四九七 六号

五1 名称

上渡一木地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡家町大字渡一木字ナル五〇 一号

四五―一 二号及び三号

四八一― 四号

字大谷七五 五号

七二 六号

六六 七号

六1 名称

余戸第三地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡佐治村大字余戸字谷五五〇 一号

大字餘戸字谷五五一―三 二号

大字余戸字大田六八一―一 三号

六七七 四号

大字餘戸字大田六五五―二 五号

大字余戸字松尾一〇四五―一 六号

四七九 七号

字中田四八九―一 八号

四九三―六地先道路敷 九号

四八六 十号

五〇五―二 十一号

五二八 十二号

字大田六五三―一 十三号

字谷五四― 十四号

字溝口六四七 十五号

七1 名称

下町地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に



直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字智頭字寺前通り九七一― 一号

字チゴラ山二二五九 二号

二二六四 合併

二二七四 三号から五号まで

字上ノ山平二二七五 六号

字上ノ山一八五 七号

一九九 八号

字寺前通り一〇〇―三池先道路敷 九号

一〇〇―一

八1 名称

鳥巢地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字市瀬字鳥ノ巢門口六四四―二 一号

字無曾ノ谷二七二七 二号

字家ノ上六二三 三号

六一五 四号

字無曾ノ谷二七〇九 五号

二六九八 六号及び七号

字梅途二六九三 八号

字鳥巢家前五九八 九号

五六九―一 十号

五七五―一 十一号

字鳥ノ巢門口六三七 十二号

六三九 十三号

九1 名称

大呂地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域（八頭郡智頭町大字大呂字西山九二〇―二、九二二及び九二二の区域を除く。）

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字大呂字山根四二七 一号

四二三 二号

字西山九二四―一 三号

字上山根四四八―一 四号

四四二―二 五号

字山根四三五 六号

四三二 七号

十1 名称

横手地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡三朝町大字横手字家廻り二八〇―二 一号

字粟谷東平一二四―一 二号

一二五―一 三号

一二七―一 四号

字粟谷一七九―四 五号

字養老二〇八―二 六号

十一 1 名称

瀬戸第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡大栄町大字瀬戸字白田五七一―一 一号

字寺谷六〇七 二号

六一〇 三号

字宮ノ前四三九―一 四号及び五号

四四三 六号

四三九―二 七号

四〇九 八号

四四九 九号

四四六―二 十号

字白田五六七 十一号

五七〇―一 十二号及び十三号

十二 1 名称

上安曇第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市上安曇字宮ノ下南平一四三―一 一号

一四五 二号

一三六 三号

一四八 四号

一三〇―一 五号

字澤田平一二八―一 六号

字澤田七〇―一地先道路敷 七号

字宮ノ下平南一三三 八号

一三五 九号

一三五―二 十号

字竹ノ下三四〇―三 十一号

字宮ノ下南平一四二 十二号

一四六 十三号

十三 1 名称

洲河崎地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡江府町大字洲河崎字上河原新田八三一 一号

字家ノ上八三九 二号及び三号

八四一 四号

八四七 五号

字新田内通り六七七一 六号

字新田内通六七二 七号

六六六一 八号

十四 1 名称

下黒坂地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡日野町下黒坂字要害下夕屋敷廻り六九三 一号

六九二 二号

字市場門田五〇六 三号

字金屋原六五四 四号

字内矢倉宗右衛門屋敷田六八二 五号

字要害下夕屋敷廻り六八四 六号

六九五 七号